

いちき串木野市自治基本条例 運用状況点検結果報告書

【対象条文：第26条、第27条、第28条、第29条】

令和7年11月

いちき串木野市自治基本条例推進審議会

1、点検結果の報告に当たって

いちき串木野市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）では、市民と行政が協働して取り組む「共生・協働のまちづくり」を具体化していくため、表紙に記載された対象条文について、令和7年11月に開催された審議会にて、いちき串木野市自治基本条例の点検を行い、報告書を作成した。報告書に記載された意見等については、市に改善を求める意見だけでなく、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われるので、しっかり受け止めていただき、市から率先して自治基本条例の理解を深めるとともに、市民への周知に努めていただければ幸いである。

2、自治基本条例運用状況の点検方法、点検結果及び審議会からの意見

（1）点検方法

ア 点検対象

表紙記載の対象条文のとおり

イ 点検の視点

市の関係課から提出された自治基本条例運用状況点検シートについて、次の視点で審議会において点検を行った。

（ア）各条文の内容が実施されているか否かという形式的な視点（要件）

（イ）取組事項の内容や方法が各条文の趣旨を実現するものとして適切か否かという実質的な視点（効果）

（2）審議会からの意見

審議会での各委員の意見を取りまとめ、意見を付した。

（3）審議会としての評価

市が各条文に関連して取り組んだ事項について、各委員からの意見を踏まえ、「妥当」、「概ね妥当」、「必ずしも十分でない」、「不十分」の4段階で、審議会としての評価（外部評価）を行った。

(法令の解釈と運用) 第 26 条 市は、多様化するいちき串木野市の課題に対応するため、この条例の趣旨に則して、自ら責任をもって適正に法令を解釈の上運用し、条例、規則等の整備を進めます。				
点検項目 条例、規則等の整備状況 など	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
自治基本条例を念頭に例規の整備を行っている。	総務課	なし	適宜対応を行う。	・ 妥当 ・ ☒ 概ね妥当 ・ 必ずしも十分でない ・ 不十分

審議会からの意見	・ 令和 6 年度に何件くらいあったのか、どのような内容であったのか、具体例を挙げていただきたい。 →要綱等の条例については、122 件審議されており、うち条例は 29 件、要綱が 54 件、規則等が 39 件であった。 ・ 法制委員会にかける案件で、条例が何件、要綱が何件、規則が何件という情報があれば、ここに挙げてほしい。ほかの課でも参考になる条例等もあると思うのでオープンにしてもらいたい。
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分

(市民要望等への対応)

第 27 条 市は、市民から意見、要望等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実かつ適切に対応するよう努めます。

2 市は、前項の意見、要望等の内容及びその結果を必要に応じて公表します。

点検項目 ご意見箱や要望の状況	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
従来、市役所に設置してある世論箱に投書いただく方法のみであったが、令和4年よりWEBからの投稿ができるよう変更した。 意見等があった際は、随時、担当課と調整を行い、対応について判断し、回答を希望される場合は、回答を行っている。 電話等での要望についても同様に、担当課と随時調整を行っている。 ・市長へのご意見箱（WEB） R6 49 件、R7 19 件（9 月末時点） ・世論箱（市役所内設置） R6 22 件、R7 6 件（9 月末時点） 公表については、令和4年10月に広報紙面で行って以降、実施していない。	企画政策課	公表について、期間等定めて、定期的に行うよう検討	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

○みらいトーク 令和4年より、市長自ら市民の皆様の声を直接聞く場を設けるため、市長公聴会「みらいトーク」を開催。各種団体の生の声を聴き、相互に意見を伝える対話形式。 R7年度は16地区市政報告及び意見交換を行い、広報紙・市HPにて公表。	企画政策課	各種団体からの申請方式となっているが、申し込みが少ないため、市側からの依頼等調整が今後必要と考えている。	今後も継続実施	・☒妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
---	-------	--	---------	---

審議会からの意見	・みらいトークが各地区で実施され、地区ごとに特色があったと思うが、参加者も多く普段出ないような様々な意見も出されたと思う。今後も市が積極的に地区を回って行ったほうがよい。 ・毎年は無理にしても、隔年でも開催してほしい。それから説明の時間が長く、時間の制約があり、意見を言えない人がいた。 ・1つの点検項目に対して、2つの事例があり内部評価がそれぞれ行われているが、外部評価をしにくいので、1つにまとめたほうが良い。 ・市民からの要望に対し、適切に対応した時など、良い例については公表しても良いと考える。			
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☒ 必ずしも十分でない ☐ 不十分			

(行政手続) 第 28 条 市は、市が行う処分、行政指導及び届出の手続に関し必要な事項を別に定め、市政運営の公平性及び透明性の確保を図ります。				
点検項目 処分等の手続きの公表状況	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
「いちき串木野市行政手続条例」により、申請に対する処分（許認可）の「審査基準」及び「標準処理期間」並びに不利益処分（許認可の取消し等）に対する「処分基準」を設定し、公表に努めてきた。	総務課	なし	引き続き、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努める。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

審議会からの意見	・「審査基準」及び「標準処理期間」並びに不利益処分に対する「処分基準」を設定し、公表に努めたとあるが、処分基準はしっかりなされるべきである。 ・「審査基準」及び「標準処理期間」については、不明確だったり抽象的だったり漠然としたものや曖昧なものではあまり意味がないので、具体的で明確なものにしないといけないと思う。			
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分			

(行政評価) 第 29 条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を図り、市民サービスの向上につなげるため行政評価を実施します。 2 市は、前項の行政評価に当たっては、市民参加を図ることとし、その結果をわかりやすく公表し、施策や事業に反映していくものとします。				
点検項目 行政評価の実施状況、公表状況	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※次の4つのいずれかに○を付ける
第4次行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しを行い、その結果については毎年度公表を行っている。 (令和3年度～6年度) 15事業廃止 3,049千円 9事業見直し 8,614千円	総務課	作業に1～2年を要するなど事務負担が大きい。なお、コロナ禍（令和2年1月～令和5年5月）による地域経済への影響等も鑑み、再度の見直しを見送っている。また見直しに当たって市民の参画が得られていない。	予算ヒアリング等の場合を通じて、職員が積極的に提案をできるような環境を整えながら取り組み、公表を行う。併せて市民参画の仕組みについても検討を行う。	・妥当 ・☒概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
審議会からの意見	・点検報告にある15事業の廃止や9事業の見直しはどのように判断しているのか。例えば、コストパフォーマンスの時点で判断しているのか、必要性の有無の視点なのか、あるいは市役所内の財源の配分時点で優先順位をつけているのか、判断基準をしっかりとすべきである。 ・見直しに当たって市民の参画が得られていないとあるが、広報紙などで公募したほうがよい。			
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☒ 必ずしも十分でない ☐ 不十分			